

「『中華人民共和国電子商取引法』の改正に関する決定 (意見募集稿)」についての起案説明

知的財産権の保護を強化し、プラットフォーム経済の秩序を整え、電子商取引の持続的で健全な発展を促進するため、「中華人民共和国電子商取引法」第四十三条、第八十四条を次のように修正する。

第一に、不服申立て通知の待機時間を延長する。「電子商取引プラットフォーム経営者は転送された声明が知的財産権利者に送達された後の 15 日以内に、権利者が既に苦情を申し立て又は起訴した通知を受け取っていない場合、講じた措置を適時直ちに解除しなければならない。」を「電子商取引プラットフォーム経営者は転送された声明が知的財産権利者に送達された後の 20 営業日以内に、権利者が既に苦情を申し立て又は起訴した通知を受け取っていない場合、講じた措置を適時直ちに解除しなければならない。」に修正する。

第二に、不服申立ての待機時間が長すぎるにより取引の損失が生じ得る問題を緩和するため、次の規定を追加する。「プラットフォーム内経営者が潜在的な知的財産権の侵害によって生じる損失の賠償に用いる相応の担保を提供する場合、電子商取引プラットフォーム経営者は、講じた措置を一時的に中止することができる。」

第三に、次の規定を追加する。「プラットフォーム内経営者が、虚偽の侵害行為が存在しない声明を提出したことにより、権利者の損失が拡大した場合は、負うべき賠償責任が倍増する。」

第四に、第八十四条の電子商取引プラットフォーム内経営者による知的財産権侵害行為に関して、法に基づく必要な措置を講じていなかった場合の法的責任として、「情状が特に深刻な場合、関係部門はそれが展開するネットワーク関連の経営活動を制限し、さらに、ネットワーク経営関連の許可証を取り消すことができる。」を追加する。

出所：2021 年 8 月 31 日 国家市場監督管理総局ウェブサイト

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202108/t20210831_334252.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください